

# 生活・暮らし・地域づくりをバックアップ

## 庄原市補助金ガイド

市は、生活支援・産業活性化・地域づくりなどに活用できる独自の補助事業を数多く用意しています。その一部をご紹介します。

※ここに掲載する内容は、補助金概要の一部です。採択要件など詳しくは担当課で確認をしてください。



### 生活・環境改善を支援

#### 空き家活用改修費補助金

地域資源である空き家の有効利用と定住の促進を図るため、空き家を取得・改修し、本市へ定住しようとする方に補助金を交付します。

**補助金** 直接経費の1/2以内で、上限は200万円。

**問い合わせ** 商工観光課観光定住係  
(☎0824-73-1179) または各支所担当室

#### 飲料水供給施設整備費補助金

飲料水が不足する地域で、ボーリング方式などにより水源を整備する方に補助金を交付します。※対象者

は、庄原市水道事業計画給水区域および簡易水道計画給水区域内の給水可能区域以外で、生活のための飲料水が不足している方。

**補助金** 対象経費の1/2以内で、上限は40万円(共同設置分を除く)。

**問い合わせ** 環境政策課環境政策係  
(☎0824-72-1398) または各支所担当室

#### 市民タクシー運行事業補助金

地域住民(自治振興区)が主体となつて運行計画を立て生活交通を確保していく取り組みに対し補助金を交付します。

**補助金** 運行料金の3/5以内の額。事業計画作成経費として2万円の補助。運行経費として1回の運行につき500円を上限に補助(事業

実施初年度に限り、運行準備費とし

て1万円を上限に補助)。  
**問い合わせ** 市民生活課生活安全係  
(☎0824-73-1154)

#### 生活道舗装事業補助金

生活道(国道・県道・市道以外)の改良または舗装に対して補助金を交付します。申請期限は5月末。

**補助金** 事業に要する経費と、市が定める工事費用を比較し、いずれか低い額に40%を乗じた額。1カ所当たりの上限額は64万円。

**問い合わせ** 建設課管理係  
(☎0824-73-1150) または各支所担当室

#### 住宅用太陽光発電システム等設置補助金

自然エネルギーの積極的な利用と地球温暖化防止を図るため、住宅用太陽光発電システムなどを設置する方に補助金を交付します。

**補助金** 太陽電池モジュール1<sub>キロワット</sub>当たり3万5千円で、上限は14万円。省エネ設備を併せて整備すると、さらに7万円。

**問い合わせ** 環境政策課環境政策係  
(☎0824-72-1398)

#### チャイルドシート購入助成金

チャイルドシートの普及促進で交通安全を推進し、保護者の経済的負担を軽減するため、チャイルドシートを購入した保護者に助成金を交付します。

**助成金** 購入額の1/3で、上限は5千円。

**問い合わせ** 市民生活課生活安全係  
(☎0824-73-1154) または各支所担当室

#### 生ごみ処理容器等購入補助金

一般家庭から排出される生ごみの減量化と資源化を図るため、生ごみ処理容器および生ごみ処理機を購入、設置する方に補助金を交付します。

**補助金** 購入費の1/2以内で、上限は1万6千円。

**問い合わせ** 環境政策課環境政策係  
(☎0824-72-1398) または各支所担当室

#### 木造住宅耐震改修促進補助金

木造住宅の耐震診断、耐震改修工事に対して補助金を交付します。

**補助金** 耐震診断は、診断費用の2/3以内で、上限は4万円。

耐震改修工事は、工事費用の1/3

以内で、上限は40万円。  
**問い合わせ** 都市整備課建築係  
 (☎0824-73-1151) または各支所担当室

### 住宅リフォーム補助金

市内業者に発注する自宅のリフォームに対して補助金を交付します。

**補助金** リフォーム経費の1/10以内で、上限は10万円。ただし、同一住宅は1回のみ。

**問い合わせ** 都市整備課管理係  
 (☎0824-73-1172) または各支所担当室

## 農家経営をバックアップ

### がんばる農業支援事業補助金

「農業所得10%アップ」を実現するための機械・施設などの整備に対して、本市で農業経営を行う農業者に補助金を交付します。

#### 対象事業

- ①他の補助事業の対象とならない農畜産物生産を行うための機械・施設等の整備事業。(中古農機具などは、業者の見積りを添付するものが対象)
- ②高付加価値化による農畜産物の販

売拡大のための開発経費および加工する機械・施設の整備事業

③家畜自給粗飼料生産に係る農機具などの整備事業

※米の生産に直接かわる機械などは対象外

**補助金** 対象事業に要する経費の1/3以内で、農業者1人当たりの事業費上限額は100万円。

**問い合わせ** 農業振興課農業振興係  
 (☎0824-73-1132) または各支所担当室

### 堆肥利用促進事業補助金

家畜ふん堆肥を購入し、農作物の生産に使用している農業者などに補助金を交付します。

**補助金** バラ売り堆肥は購入経費の1/2以内、または1ト当たり1千円のいずれか低い額。袋詰め堆肥は購入経費の1/2以内、または1袋当たり100円のいずれか低い額。

**問い合わせ** 農業振興課畜産振興係  
 (☎0824-73-1227) または各支所担当室

### 循環型農業推進土壌分析事業補助金

家畜ふん堆肥を利用し、農作物の生産をしている農用地の土壌分析費用を補助します。

**補助金** 農協へ委託して実施する土

壌分析に要する経費の1/3以内。ただし、同一農用地は年2回まで。

**問い合わせ** 農業振興課畜産振興係  
 (☎0824-73-1227) または各支所担当室

### 有害鳥獣防除事業補助金

イノシシ被害を防止するため、電気柵などを購入し設置する方に補助金を交付します。

**補助金** 電気柵などの原材料費の1/2以内で、上限は6万円。捕獲柵の上限は8万円。

**問い合わせ** 林業振興課林業振興係  
 (☎0824-73-1124) または各支所担当室

## 地域農業の担い手を育成

### 農業後継者育成事業奨励金

農業後継者の育成を推進するため、県立農業技術大学校や市内の農家などで1年以上の営農研修を行う方に研修奨励金を交付します。研修終了後、1年以内に市内で農業専業経営を開始し、5年以上継続する方が対象です。

**奨励金** 月10万円で2年以内。  
**問い合わせ** 農業振興課農業振興係

(☎0824-73-1132) または各支所担当室

### かんたん就農塾

新規就農者を増やすため、県立農業技術大学校が主催する就農研修の受講者に対し受講料の一部を補助します。

**補助金** 対象経費の1/2以内  
**問い合わせ** 農業振興課農業振興係  
 (☎0824-73-1132) または各支所担当室

## 畜産経営をバックアップ

### 家畜飼養施設増改築等支援事業

飼養規模拡大のために、市内の和牛、乳牛、豚を飼養する畜産農家が、畜舎や堆肥舎を新築・増改築する場合に、対象経費の1/3以内で補助します。新築や増改築の場合によって上限が異なります。

**問い合わせ** 農業振興課畜産振興係  
 (☎0824-73-1227) または各支所担当室

### 和牛水田放牧等促進事業

市内の和牛飼養農家が、市内の転作田などへ和牛を放牧するために必要な電気牧柵などの購入に要する経費の1/2以内を補助します。上限は一式7万円。

**問い合わせ** 農業振興課畜産振興係  
(☎0824-73-1227) または各支所担当室

### 家畜粗飼料生産利用促進事業

市内の転作田に家畜粗飼料を栽培する面積に対し、必要経費の1/2以内または10a当たり1千円〜1万円を補助します。また、転作田で生産された家畜粗飼料を利用した場合、自家消費を除き、必要経費の1/2以内または10a当たり3千円を補助します。

**問い合わせ** 農業振興課畜産振興係  
(☎0824-73-1227) または各支所担当室

### 繁殖用和牛増頭推進事業補助金

優秀基礎牛または基礎牛を導入・保留する農業者などに、補助金を交付します。

**補助金** 増頭1頭当たり7万円以内など。

**問い合わせ** 農業振興課畜産振興係

(☎0824-73-1227) または各支所担当室

### 繁殖用和牛共同飼育事業補助金

市内で3戸以上の農業者が組織する農業団体に、共同で飼養する繁殖用和牛の導入および牛舎・堆肥舎の建設経費を補助します。

① **和牛導入補助金** 6頭(新規は3頭)までは1頭当たり10万円が上限。7頭(新規は4頭)以上は1頭当たり20万円が上限。

② **飼養施設建設補助金** 対象経費の1/2以内。ただし、堆肥舎の上限は175万円。

**問い合わせ** 農業振興課畜産振興係  
(☎0824-73-1227) または各支所担当室

### 地域材活用で林業振興

#### 地域木材住宅建築普及奨励金

木材の地産地消と住宅関連産業の活性化を図るため、地域木材を使用して住宅を新築または改修する方に奨励金を交付します。

**対象住宅**  
① 一戸建ての木造住宅  
② 主要構造部材などに地域材を使用

#### 奨励金

地域材の使用量	奨励金の額
2m <sup>3</sup> 以上 5m <sup>3</sup> 未満	10万円
5m <sup>3</sup> 以上 10m <sup>3</sup> 未満	20万円
10m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> 未満	40万円
20m <sup>3</sup> 以上	60万円

※地域材の使用量に応じて金額が変更します。

し、その証明書を添付すること(現地調査による確認を実施します)

**問い合わせ** 林業振興課林業振興係  
(☎0824-73-1124) または各支所担当室

#### ペレットストーブ等購入促進補助金

森林資源を有効活用し、環境にやさしいまちづくりを進めるため、ペレットストーブやペレットボイラーを購入する方に補助金を交付します。

**補助金** ペレットストーブは対象経費の1/3で、上限は12万円。

ペレットボイラーは対象経費の1/3で、上限は50万円。

**問い合わせ** 林業振興課木質バイオマス係

(☎0824-73-1130) または各支所担当室

### 地域にビジネスを支援

#### 庄原市起業支援補助金

地域資源の活用や地域課題の解決、地域への経済的な波及効果など「地域を元気にする」という目的を、ビジネス手法で解決を目指す事業に対して支援します。

**対象事業**

これまで採択された事業は、農家民泊、農家レストラン・カフェ・手作り雑貨店・織物工房・農園開設など。申請期限は5月末。

**補助金** 対象経費の3/5以内で、上限は1事業につき300万円。

**問い合わせ** 商工観光課観光定住係  
(☎0824-73-1179) または各支所担当室

### にぎわい再生を支援

#### まちなか活性化補助金(拡大)

まちなかの風情や街並みを活かし、まちなかの活性化とにぎわいを再生することを目的としています。

対象地区が、各地域の中心となる地域に加え、新たに庄原都市計画区域

の用途地域(工業地域を除く)が対象になりました。

①まちなかギャラリー等開設事業

空き店舗を活用してコミュニティホールやギャラリーなどを開設する場合に、店舗借上料と改装費の一部を補助します。

**借上料補助** 借上料の1/2以内で、上限は月額4万円。(2年以内)

**改装費補助** 改装費の1/3以内で、上限は240万円。

②空き店舗等活用創業支援事業

空き店舗を活用して、小売業・一般飲食店などを新たに創業する場合、その店舗借上料と改装費の一部を補助します。

**借上料補助** 借上料の1/2以内で、上限は月額4万円。(2年以内)

**改装費補助** 改装費の1/3以内で、上限は50万円。

③まちなかイベント事業

まちなかを活性化しようとするイベントの事業費の一部補助します。

**事業費補助** 対象経費の1/2以内で、上限は40万円。

④店舗改装支援事業

小売業・一般飲食店などが老朽化した現在の店舗を改装する場合、その改装費の一部を補助します。

**改装費補助** 改装費の1/3以内で、上限は50万円。

**問い合わせ** 商工観光課商工振興係  
(☎0824-73-1178) また

は各支所担当室

最寄りの買い店舗改装支援事業(新規)

最寄りの店舗での買い物やサービスを受けることができることを維持するため、市内全域の日常生活に必要な商品の販売およびサービスを提供する店舗などの改装費の一部補助します。

**補助金** 改装費の1/2以内で、上限50万円。

**問い合わせ** 商工観光課商工振興係  
(☎0824-73-1178) または各支所担当室

地域づくり活動を支援

自治振興区活動促進補助金

地域課題の解決や地域の夢の実現に向けて取り組む自治振興区を支援するため、地域振興計画に基づく事業を実施する自治振興区に補助金を交付します。

**補助金** 対象事業費の4/5以内で、上限額は1事業につき300万円。(定住促進事業の上限は100万円。)

**問い合わせ** 自治振興課  
(☎0824-73-1209) または各支所担当室

地域づくりリーダー育成事業補助金

住民自治を担う地域づくりリーダーの育成を図るため、自治振興区活動など地域づくり活動を実践している方の研修などに補助金を交付します。

**補助金** 補助対象経費の3/4で、上限は5万円。

**問い合わせ** 自治振興課  
(☎0824-73-1209) または各支所担当室

地域ごみ集積所設置補助金

地域の環境・景観を保持し、公衆衛生の向上を図るため、地域が一体となって、新たにごみ集積所を整備する地域に補助金を交付します。

**補助金** 対象経費の1/2以内で、上限は4万円。  
**問い合わせ** 環境政策課環境政策係  
(☎0824-72-1398) または各支所担当室

農林施設整備

地元受益者が実施する農林施設(農道や林道など)の基盤整備事業に対して補助金を交付します。申請期限は5月末。

**補助金** 事業に要する経費と、市が定める工事費用を比較し、いずれか低い額に25%を乗じた額。1カ所当たりの上限額は37万5千円。  
**問い合わせ** 農村整備課管理係  
(☎0824-73-1137) または各支所担当室

補助金活用のポイント

- ①活用したい補助金があれば、「採択要件」「申請期限」など、お早めに担当課へお問い合わせください。申請期限が5月末のものや、限られた予算の範囲内で交付するものがあります。
- ②申請しようとする事業が、補助金の定義・目的と一致しているか、事業の展開が明確で計画に具体性があるか確認しましょう。
- ③補助金は、着手(工事・購入する)前の申請が原則です。ただし、事業によっては申請できるもの(堆肥利用促進事業など)もありますので、着手する前に必ず担当課で確認してください。
- ④経費が補助対象になっているか確認し、経費の見積書はできるだけ細かくとりましょう。また、ほとんどの補助金は事業が完了してから支払うことになり、立て替え払いが必要になります。